4月1日から 消費税率引上げに伴い 上下水道の使用料などを改定します

今年４月から消費税率が５％から８％に引き上げられます。水道事業・下水道事業などは、民間事業者と同様に消費税の納税義務があり、適正に消費税を納める必要があることから、４月１日から消費税率引上げ分の３％を使用料などへ加算します。なお、公共施設などの使用料等は東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興期にあることや、多くの市民の皆さんが自らの生活再建の途上にある現状を踏まえ、据え置きます。

今回の変更に伴う、市の考えや関連する条例などの改正内容は、市ホームページをご覧ください。

上下水道に関するもの

①水道料金・簡易水道使用料
②水道加入金
③下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料

※水道料金及び下水道使用料の経過措置
平成26年３月31日以前から継続して使用している場合、経過措置として**平成 26 年４月１日以降の１回目の検針分に限り**、旧税率５％で算定します。なお、経過措置などの詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

問合せ【水道に関すること①②（小高区・原町区）】
水道課☎㉔５２７１
【水道に関すること①②（鹿島区）】
相馬地方広域水道企業団☎㉟６７００
【下水道に関すること③】　下水道課☎㉔５２７３

市立病院に関するもの

○入院に係る室料差額
○診断書等作成手数料の文書料
○その他の使用料・手数料のうち消費税課税対象となるもの

問合せ
総合病院医事課
☎㉒３１８１

公共用財産に関するもの

使用期間が１か月に満たない場合の下記の使用料など

①公共物の使用料（電柱、街灯など）
②行政財産の使用料（土地や建物）
※行政財産使用料の建物使用料は、１日単位で課税されます。
③道路占用料
④公園施設の設置・管理使用料

問合せ　土　木　課☎㉔５２５８（①③）
財　政　課☎㉔５２２５（②）
都市計画課☎㉔５２５１（④）